

第32回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日（水曜日）午後2時から午後2時30分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席10名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席8名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	永井是充	藤関弘之
	新美康弘	加藤浩孝	下島良一
	杉浦孝明	磯貝孝弘	
4. 欠席委員（農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名）

	三島孝二	金原節子
--	------	------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選定について
 - 第2（1）議案について（27件）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件	2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件	取り下げ
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について	23件
議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件

追加議案

議案第5号 地域計画の更新について	1件
-------------------	----
 - （2）報告事項について（9件）

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	1件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	6件
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の件	2件
6. 事務局・説明員

事務局長	杉浦英樹	次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

次 長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第32回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。11番委員、16番委員から欠席の届け出がありました。よって、本日の出席委員は、農業委員10名・推進委員8名の委員全員の出席をいただいておりますので、本総会は成立してまいりますことをご報告いたします。

ここで、議事に入ります前に、本日の議案につきまして、一部差し替え等がございますので、事務局よりご報告をいたします。

事務局

事前にお配りしております議案から軽微な修正が2点、取り下げ案件が1点ありましたので、差し替え後の議案を本日机上に置かせていただきました。

まずは、軽微な修正内容につきまして説明いたします。1ページをお開きください。1点目は議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」に関する受付番号1809番につきまして、坪単価を約3,000円と記載しておりましたが、約3,300円に修正いたしました。続きまして15ページをお開きください。2点目は議案第3号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」に関する受付番号1832番につきまして、利用権の始期日を令和8年4月1日と記載しておりましたが、令和8年4月15日に修正いたしました。

次に、取り下げ案件につきまして説明いたします。2ページをお開きください。議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請」に関する受付番号1810番につきまして、昨日譲受人の関係者が来庁され、案件を取り下げたいと申出がありました。取り下げ内容につきましては、建築予定だった建築物に関する補助金が受けられなかったため、急遽計画の見直しが必要になったと伺っております。また、来年度以降に再度申請予定と伺っております。

次 長

以上が議案の差し替え内容これより議事の審査に移ります。

碧南市農業委員会会議規則第6条第1項及び農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、神谷昌明会長にお願いします。

会 長

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

それでは、9番委員、10番委員にお願いします。

会 長

次に、日程第2の議事に入ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

受付番号1808番

◎◎町◎丁目◎◎番 現況畑 1,906㎡につきまして

□□町□丁目□□番地 □□□□さん から

△△町△丁目△△番地 △△△△さん へ 賃貸借権設定の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、〇〇円、10アール当たり〇〇円、期間は許可日から3年間です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、借入地は畑が500㎡です。これは令和7年1月から農業を始めるにあたり新規で借り入れた農地であり、現在も良好に管理されていることを確認しております。今回新たに農地を借り受けるにあたりトラクター等も自己資金で導入予定と伺っております。

農作業に従事する者は、農作業歴11年の△△さんです。この年数はあおいパーク等で10年ほど作業していた期間も含めたものです。

通作距離は、車で13分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は300日です。現在会社員として働いているようですが、退職し本格的に農業に従事されるためこの日数となっております。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのことです。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

2月10日に、7番委員と18番委員、事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、24ページにあります。

続きまして、受付番号1809番です。

◎◎町◎丁目◎◎番 田 2,765㎡ はじめ 合計6筆 7,230㎡

につきまして、

□□町□丁目□□番地 □□□□さん から

△△町△丁目△△番地 5番委員 へ 所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が24,378㎡、畑が3,440㎡の計27,818㎡、借入地は田が849,700㎡です。経営地は合計877,518㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴42年の5番委員と、35年の妻、12年と4年の子、59年の母の計5名です。

通作距離は、◎◎町が車で3分、◎◎町が車で9分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、母が250日、5番委員他3名が280日です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのことです。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

2月6日に、15番委員と19番委員、事務局で、現場確認を実施しました。地図は、25ページから26ページにあります。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

まずは、受付番号1808番です。7番委員をお願いします。

7番委員 18番委員と事務局と現地確認を実施しました。

対象地は以前に別の耕作者が耕作しておりましたが、土壌が悪く途中で耕作をやめられた場所になります。このまま荒地になる可能性があったので、今回角谷様が借り受けていただき安心しております。角谷様は他に500㎡ほどの畑を借りられており、きれいに耕作されているので今回も問題無く耕作されると思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、18番委員をお願いします。

18番委員 現在対象地は土が起こされており、きれいな状態になっております。このまま角谷様がしっかりと耕作されることを期待しております。以上です。

会 長 ありがとうございます。続いて、受付番号1809番についてです。

15番委員 19番委員をお願いします。

15番委員 19番委員と事務局で現場確認を実施しました。

きれいに耕作されており、問題無いと思われま。

会 長 ありがとうございます。続いて、19番委員をお願いします。

19番委員 元々利用権が設定されている土地になりますので、問題無いと思われま。

会 長 ありがとうございます。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

5番委員の案件を先決します。

5番委員 (退席)

会 長 5番委員の案件は、受付番号1809番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

5番委員関連について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1809番は原案のとおり決定しました。

5番委員 (自席に戻る)

会 長 それでは、先決1件を除く1件について、質疑に入ります。

この件について、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に議案第3号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。
事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 3ページをお開きください。
議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。
中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。
案件は全て貸借権設定で、合計件数23件、合計面積31,272㎡です。内訳は、田5,806㎡、畑25,466㎡です。
この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。

会 長 ありがとうございます。
全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
9番委員の案件を先決します。

9番委員 (退席)

会 長 9番委員の案件は、受付番号1810番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
9番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、9番委員関連の受付番号1810番は、原案のとおり決定しました。

9番委員 (自席に戻る)

会 長 それでは、先決1件を除く22件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第3号について原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に、議案第4号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 16ページをお開きください。
議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件についてです。
受付番号1833番
申出人は、□□町□丁目□□番地、□□□□さん。
申出生産緑地は◎◎町◎丁目◎番、畑、500㎡です。
申出事由の生じた者は、△△町△丁目△△番地、△△△△さんです。

申出事由が生じた日は、令和6年5月26日、理由は死亡です。

申出人との続柄は、父です。

申述書によりますと、死亡する以前は、年間240日農業に従事していたとのことです。

令和8年2月10日に7番委員、18番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は29ページにあります。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をします。7番委員お願いします。

7番委員 荒れておらず、きれいに土が起こされている状態でした。

会 長 ありがとうございます。

続いて、18番委員お願いします。

18番委員 7番委員と同意見です。特に問題無いと思われま

会 長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に、追加議案第5号、「地域計画の更新について」を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 本日机にてお配りした各地区の「地域計画」と記載されたホッチキス留めされている資料をご覧ください。

1月に開催された地区審査会にて地域計画の更新内容について説明させていただきました。1月中までに不明点等あればご意見いただくよう依頼しましたが、農業委員・最適化推進委員・協力員の皆様から更新内容に関する意見等有りませんでしたので、現在、地域計画に関連する団体に意見照会を実施しております。

意見照会実施後に縦覧を実施し、令和8年3月31日に公告予定です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

追加議案第5号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、追加議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 6件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 2件

事務局
会 長

会 長

会 長

会 長

合計9件一括報告してください。

(報告)

ありがとうございました。

只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

無いようですので以上をもちまして、第32回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後2時30分閉会～